

## 介護保険制度

平成12年4月1日に施行された介護保険制度は、高齢化の進行の中で介護についての負担が家族にとって大きくなってきたことにより設立された新しい社会保険制度です。

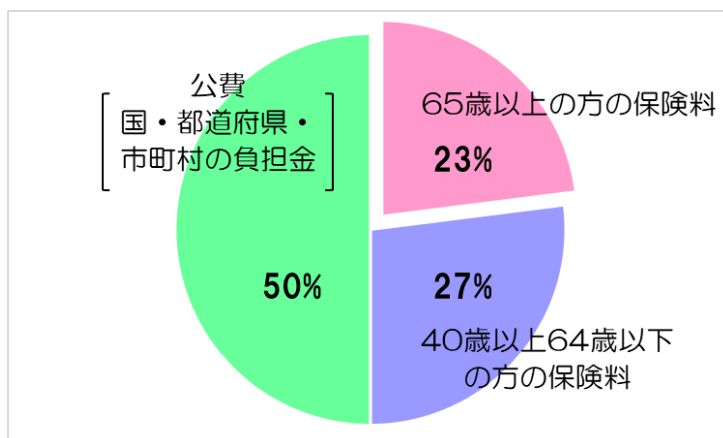
介護サービスは高齢者自身の希望に沿い、その人らしい自立した生活が送れるよう社会的に支援し、要介護状態になってもその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを行い、できる限り住み慣れた家庭や地域で老後生活を送れるよう、在宅サービスの基盤整備を進めています。

## 介護保険の財源

介護保険制度においては、給付と負担の関係を明確にし、かつ利用者の選択による利用を可能にするため、社会保険方式が採用されています。

保険給付費（介護サービスを利用した際にかかるお金のうち、ご本人負担の1割分を除いた9割分）の財源は、国、県、市の負担分が合わせて50%、残りの50%が皆さんからいただく介護保険料で賄っています。

この介護保険料で賄う50%のうち、27%を第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）の健康保険から、23%を第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料で賄っています。



## 介護保険の保険者（法第3条）

介護保険は、原則市町村が保険者となり運営しています。

市町村を保険者とした理由は、住民に最も身近な基礎的自治体であり、これまで高齢者に対する福祉サービスを提供してきた実績があることから、地域の実情に併せた対応が可能となっています。

## 介護保険の被保険者（法第9条）

市内に住所を有する40歳以上の方すべてが被保険者となります。介護保険は社会保険制度であるため、被保険者は法律上強制的に加入し必要な保険給付が保障される一方で、保険料を負担する義務を負っています。

### 【第1号被保険者（65歳以上の方）】

日常生活で常に介護が必要（要介護）と認定された場合、または常に介護が必要ではないが、日常生活に支援が必要（要支援）と認定された場合に介護サービスを利用できます。介護が必要となった原因は問われません。

### 【第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）】

国民健康保険や職場の医療保険に加入している方で、介護保険の対象となる16種類の特定疾病で介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスを利用できます。

## 16種類の特定疾病

1. 筋萎縮性側索硬化症
2. 脳血管疾患
3. 後縦靭帯骨化症
4. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
5. 骨折を伴う骨粗しょう症
6. 多系統萎縮症
7. 初老期における認知症
8. 閉塞性動脈硬化症
9. 関節リウマチ
10. 脊髄小脳変性症
11. 慢性閉塞性肺疾患
12. 脊柱管狭窄症
13. 早老症
14. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
15. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
16. 末期がん

## 被保険者資格の取得と喪失

### 【資格取得の時期】（法第10条、施行法第11条第2項）

被保険者の資格は、下記のいずれかに該当したその日から発生します。

1. 医療保険加入者である住民が40歳に達したとき
2. 40歳以上64歳以下の医療保険加入者又は65歳以上の方が市に転入してきたとき
3. 40歳以上64歳以下の住民が医療保険加入者となったとき
4. 医療保険加入者以外の住民が65歳に達したとき

※65歳又は40歳に達したときとは、年齢計算に関する法律及び民法の規定により誕生日の前日となります。

※第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）が65歳に達し第1号被保険者になることは資格の取得とはされていません。

### 【資格喪失の時期】（法第11条）

1. 市の住民でなくなった、又は適用除外となった日の翌日（ただし、他の市町村に転出した場合は当日）
2. 40歳以上64歳以下の方が医療保険加入者でなくなった日

### 【介護保険の適用除外】（施行法第11条第1項、規則第170条第1項及び第2項ほか）

市内に住所を有する40歳以上の被保険者であっても、障害者施設などに入所・入院している場合は、当分の間介護保険の被保険者とはなりません。

## 住所地主義の特例（法第13条）

介護保険施設（特別養護老人ホーム）や特定施設、養護老人ホームなどに入所をすると、その施設へ住所を移します。そのため住所地の市町村が保険者となる介護保険の原則を適用すると、施設を多く有する市町村の介護給付費が増大し、財政的に不均衡が生じてしまいます。また、こうした事情のために、施設建設に抑制作用が生じてしまうと、ひいては必要な施設サービスを受けられないといった結果にもつながってしまいます。

こうした事態を回避するため、施設を有する市町村以外の市町村から被保険者が入所した場合、従前に住所のあった市町村が住所地主義の特例（住所地特例）として引き続き保険者となります。